

議案第 1 1 5 号

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 行為をする場合の表中

「

(2) 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する行為	面積によるもの	1 平方メートル 1 日 につき	86円
----------------------------	---------	---------------------	-----

を

」

「

(2) 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する行為	面積によるもの	1 平方メートル 1 日 につき	86円
	面積により難しいもの	1 回 1 日につき	1,080円

に

」

改め、別表第 2 の 4 公園を占有する場合の表を次のように改める。

4 公園を占有する場合

(1) 法第 7 条第 1 項第 6 号に規定するもの及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）

第 8 条に規定する駐車場その他の施設

区分	単位	使用料
ア 第 4 条第 1 項第 3 号に規定する行為のために設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 月につき	43円20銭
イ 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する清水日本平運動公園の球技場で競技会、展示会、博覧会	表示面積 1 平方メートル 1 日 につき	3,240円

4号に規定する行為のために設けられる仮設工作物	覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しを行う場合に広告を掲出するために設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの		
	その他	1平方メートル1月につき	21円60銭
ウ	その他の占有物件	1平方メートル1月につき	32円40銭

(2) 法第7条第1項各号(同項第6号を除く。)及び法第7条第2項に規定するもの(消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。)

区分	単位	使用料
ア 電柱、標識その他これらに類するもの	1本1年につき	780円
イ 電話柱(電柱であるものを除く。)	1本1年につき	690円
ウ 公衆電話所	1個1年につき	1,400円
エ ガス管、工業用水道管、下水道管、地下ケーブル等	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき 170円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき 420円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき 830円
オ	その他の占有物件	1平方メートル1月につき 30円

備考

- 1 使用料の額が年額で定められている使用料の算定については、使用等の期間が1年に満たないとき、又は1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算する。
この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 使用料の額が月額で定められている使用料の算定については、使用等の期間が1月に満たないとき、又は1月に満たない端数があるときは、1月に切り上げる。
- 3 使用料の額が平方メートル又はメートルを単位として定められている場合において、

利用等の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切捨てて計算するものとする。

4 (2)の表に規定する場合で占用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、同表の規定により算定した額に、100分の108を乗じて得た額とする。

5 使用料の額が、100円に満たないときは、100円とする。

6 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第2条 静岡市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1(1)駿府城公園イ茶室(ア)施設利用の利用料金の限度額の表を次のように改める。

(ア)施設利用の利用料金の限度額

区分	金額(1室につき)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
和室1	2,090円	2,820円	2,820円	7,730円
和室2	1,570円	2,090円	2,090円	5,750円
和室3	3,140円	4,190円	4,190円	11,520円
小間	2,510円	3,350円	3,350円	9,210円

別表第1(1)駿府城公園イ茶室(イ)備品使用の利用料金の限度額の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、別表第1(2)清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額の表中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表備考1及び2中「600円」を「610円」に改め、別表第1(3)清水清見瀉公園ア体育館(ア)施設利用の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア)施設利用の利用料金の限度額

時間区分 利用区分	午前	午後1	午後2	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで

専 用 利 用	体 育 ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ 又 は レ ク リ エ ー シ ョ ン に 利 用 す る 場 合	一般	3,120円	2,080円	2,080円	6,240円
		生徒等	2,190円	1,460円	1,460円	4,380円
		その他の場合	15,600円	10,400円	10,400円	31,200円
	多 目 的 室	一般	750円	500円	500円	1,500円
		生徒等	540円	360円	360円	1,080円
個 人 利 用	当 日 券	一般	180円	180円	180円	220円
		生徒等	90円	90円	90円	110円
	整 理 券	一般	1人1回1時間につき 100円			
		生徒等	1人1回1時間につき 60円			

別表第1(3) 清水清見潟公園ア体育館(イ) 器具及び備品使用の利用料金の限度額の表中「200円」を「210円」に、「510円」を「520円」に改め、同(3) 清水清見潟公園イ室内プールの利用料金の限度額の表中

「

専 用 利 用	一般	1コースにつき 3,090円	1コースにつき 4,120円	1コースにつき 3,090円
	生徒等	1コースにつき 1,560円	1コースにつき 2,080円	1コースにつき 1,560円

を

」

「

専 用 利 用	一般	1コースにつき 3,150円	1コースにつき 4,200円	1コースにつき 3,150円
	生徒等	1コースにつき 1,590円	1コースにつき 2,120円	1コースにつき 1,590円

に

」

改め、同(3) 清水清見潟公園ウのトレーニング室の利用料金の限度額の表中「210円」を「220円」に改める。

別表第2の1行為をする場合の表を次のように改める。

1 行為をする場合

区分		単位	使用料
(1) 第4条第1項 第1号に規定す る行為	面積によるもの	1平方メートル1日につ き	88円
	面積により難しいもの	1人1日につき	1,100円
(2) 第4条第1項 第2号に規定す る行為	面積によるもの	1平方メートル1日につ き	88円
	面積により難しいもの	1回1日につき	1,100円
(3) 第4条第1項 第3号に規定す る行為	面積によるもの	1平方メートル1日につ き	44円
	面積により難しいもの	1回1日につき	1,650円
(4) 第4条第1項 第4号に規定す る行為	面積によるもの	1平方メートル1日につ き	33円
	面積により難しいもの	1回1日につき	1,650円

別表第2の2公園施設を設置する場合の表中「43円」を「44円」に改め、別表第2の3公園施設を管理する場合の表中「79,610円」を「81,080円」に、「179,300円」を「182,620円」に、「151円」を「154円」に改め、別表第2の4公園を占用する場合(1)法第7条第1項第6号に規定するもの及び消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条に規定する駐車場その他の施設の表中「43円20銭」を「44円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「21円60銭」を「22円」に、「32円40銭」を「33円」に改め、別表第2備考4中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第3(2)清水船越堤公園ア施設利用の表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,430円」を「2,470円」に、「5,670円」を「5,770円」に改め、同(2)清水船越堤公園イ備品使用の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、別表第3(3)清水日本平運動公園の球技場ア施設利用の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設利用

区分	使用料						
	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	時間外
	午前8 時30分	午後1 時から	午後6 時から	午前8 時30分	午後1 時から	午前8 時30分	午後6 時まで 以降

			から正 午まで	午後 5 時まで	午後 9 時まで	から午 後 5 時 まで	午後 9 時まで	から午 後 9 時 まで	は 1 時 間につき	は 1 時 間につき
球技 場	入場料を徴収する場合	アマチュア一般	65,940 円	75,360 円	56,520 円	141,300 円	131,880 円	197,820 円	18,840 円	18,840 円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	252,080 円	252,080 円	294,100 円	504,170 円	546,190 円	798,280 円	63,000 円	98,030 円
	入場料を徴収しない場合	アマチュア一般	21,980 円	25,120 円	18,840 円	47,100 円	43,960 円	65,940 円	6,280 円	6,280 円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	25,140 円	25,140 円	29,260 円	50,280 円	54,400 円	79,540 円	6,240 円	9,710 円
第 1 会議室			1,450円	1,450円	1,450円	2,900円	2,900円	4,350円	310円	470円
第 2 会議室			470円	470円	470円	940円	940円	1,410円	100円	150円
第 3 会議室			690円	690円	690円	1,380円	1,380円	2,070円	150円	210円

別表第 3 (3) 清水日本平運動公園の球技場イ附帯設備利用の表を次のように改める。

イ 附帯設備利用

区分		単位	使用料
大型映像装置	アマチュアスポーツに利用する場合	1 時間につき	4,260円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1 時間につき	67,270円
照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1 時間につき 73,670円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1 時間につき 177,270円
	3分の1点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1 時間につき 24,550円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1 時間につき 169,790円
	5分の1点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1 時間につき 14,950円

	1点灯	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	167,660円
	放送設備	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	24,550円
	冷暖房設備	冷房	1時間につき	3,190円
		暖房	1時間につき	2,660円

備考 業として広告を大型映像装置に表示する場合の大型映像装置の使用料の額は、区分の欄に掲げる大型映像装置の規定により算定した額に表示する広告1件につき22,410円を加算した額とする。

別表第3(3) 清水日本平運動公園の球技場ウ器具及び備品使用の表中「200円」を「210円」に改め、別表第3(4) 清水桜が丘公園ア庭球場の表中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考1及び2中「510円」を「520円」に改め、同(4) 清水桜が丘公園イ附帯設備使用料の表中「250円」を「260円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の静岡市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第1から別表第3までの規定は、利用等の期間が前項第3号に定める日(以下「施行日」という。)以後にわたる利用等に係る利用料金又は使用料について適用し、施行日の前日までに利用等の期間が満了する利用等に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1の規定に基づく公園施設の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。
- 4 新条例別表第2及び別表第3の規定に基づく公園施設の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。